

味生地区特色ある学校づくり推進委員会 規約
(味生地区地域学校協働本部)

(設置)

第1条 未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図るために味生地区特色ある学校づくり推進協議会(以下、本会)を設置する。団体の名称と所在地は、次のとおりとする。

名 称：味生地区特色ある学校づくり推進協議会

所在地：味生小学校、味生第二小学校、津田中学校

(事業)

第2条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会議の開催
- (2) 本会活動の企画・推進
- (3) 学校支援ボランティアの募集と活動の充実
- (4) 学校・地域コーディネーターの配置
- (5) 広報活動の実施
- (6) 前各号に掲げる活動のほか、本会が必要と認める活動

(対象校)

第3条 本会活動の対象校は、味生小学校、味生第二小学校、津田中学校とし各年度、三校が持ち回りで幹事校を務める

(組織)

第4条 構成員は、PTA 関係者、公民館関係者、各種団体の関係者、学校関係者、地域・学校コーディネーター等で組織する。

(役員)

第5条 本会には、以下の役員を置く。

- 会長1名、副会長2名、理事若干名、会計1名、監事2名、各校学校運営委員
2 本会に相談役を置くことができる。相談役は会長が委嘱する。

(任期)

第6条 構成員の任期は、選任の日から次回定時総会までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の種別)

第7条 本会に総会、理事会及び学校運営委員会を置く。

(総会)

第8条 総会は1年に1度、定期に代表が招集する。ただし、3分の1以上の役員から要請があった場合には、臨時に開催しなければならない。また、開催の必要があると会長が判断したときは、臨時に招集することができる。総会の議長は役員中から選出する。

2 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 役員の選出
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他重要な事項

(総会の成立要件)

第9条 総会は役員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。

(総会の議決要件等)

第10条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は議長が決定する。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない役員は、他の役員を代理人として評決を委任することができる。また、災害等により会議が開催できないときもこれに準ずることができる。

(事業計画及び予算)

第11条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経て定められなければならない。また、年度途中に変更する場合は、理事会での承認を得ることとする。

2 本会の収支については、会長が執行し、理事会で審議・承認を得る。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後の総会の承認を得なければならない。

(理事会)

第13条 理事会は総会に次ぐ議決機関であって、必要あるときに会長が招集し、次の任務を行う。会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

2 理事会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 予算、決算及び会の運営に関する重要事項

(2) その他必要な事項

(理事会の成立要件)

第14条 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(理事会の議決要件等)

第15条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長が決定する。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、他の会員を代理人として委任することができる。また、災害等により会議が開催できないときも、これに準ずることができる。

(学校運営委員会)

第16条 各校において、本会の目的の達成のために企画、活動に当たる。

(庶務)

第17条 本会の庶務は幹事校 PTA 事務局内に置く。

(個人情報等)

第18条 本会の構成員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

(設立年月日)

第19条 この団体の設立年月日は、令和5年7月14日とする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は本会の代表者が別に定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和5年7月14日から適用する。